

特定健診を受けましょう

昨年度から始まった第2期の特定健診も今年で2年目となります。

当組合では、受診者の皆様のご協力により平成23年度は「34.1%」、平成24年度は「42.9%」と年々受診率が向上しています。

国が示している特定健康診査の目標受診率は「70%」と、非常に高く設定されております。

今年度もより多くの方に受診していただけるよう受診機会の向上に努めてまいりますので、ご自身の健康維持・管理のためにも是非この機会をご活用ください。

なお、今年度の特定健診は下記の内容で行います。

特定健診概要

対象者

40歳以上75歳未満の被保険者

※平成26年度中に40歳になる方やご家族として加入の方も対象。

受診期間

平成26年5月1日～平成27年3月31日

※現在74歳の方は、75歳の誕生日の前日までにご受診ください。

※今年度から、受診開始日が変わりましたのでご注意ください。
(昨年度までは4月1日から)



健診項目

●基本項目

項目名	内容
問診	服薬歴、喫煙歴 等
診察	既往歴、自覚症状、他覚症状
身体測定	身長、体重、腹囲、BMI
血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
脂質検査	中性脂肪、HDL- コレステロール、LDL- コレステロール
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)
糖尿病検査	空腹時血糖、HbA1c(ヘモグロビンA1c)【NGSP値】
尿検査	尿糖、尿たんぱく
医師の判断	メタボリックシンドローム判定、総合評価、医師の氏名

●詳細項目

項目名	内容
貧血検査	※医師の判断により実施します。
心電図検査	
眼底検査	

健診費用

●基本項目：無料

●詳細項目：有料(医師の判断により実施します)

健診施設

特定健診を受診できる健診施設は、次の9都県内にある、当組合と「特定健診に関する契約(集合契約)」をしている施設に限られます。

受診可能な健診施設は、当組合ホームページをご覧ください。

9都県…茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・新潟県・長野県・東京都・千葉県・神奈川県
http://ka-z-kokuho.or.jp/jigyo/syugokeiyaku_sisetu.html

※ホームページをご覧になれない方へは、受診可能な健診施設の一覧を送りいたしますので、組合までご連絡ください。

● 生活習慣病の予防や「早期発見・早期治療」をしましょう ●

生活習慣病の発症リスクを高める要因の一つとしてあげられているのが、「内臓脂肪型肥満」です。この「内臓脂肪型肥満」は、リンゴ型肥満とも呼ばれ、おなかの内臓まわりに脂肪がたまるタイプの肥満です。

内臓脂肪型肥満に加えて「高血糖」、「高血圧」、「脂質異常症」等のリスク要因が重なる状態を「メタボリックシンドローム」と呼びます。

特定健診は、このメタボリックシンドロームに該当している方や該当するリスクのある方を早期の段階で発見し、重症化する前に治療を行うための健診です。

現在は非該当の方でも、毎年継続して受診することにより、生活習慣病になる前に生活習慣の見直しを図るきっかけとなります。

● 特定健診は、お早めに！ ●

平成26年度から「特定健康診査受診券」の有効期間は、平成26年5月1日から平成27年3月31日までとなり、受診券の有効期間内であれば特定健診(基本項目)は無料で受診できます。

ただし、特定健診の結果によっては、「特定保健指導」の対象となります。

特定保健指導は6ヶ月に渡り実施されますので、お早めの受診をお願いいたします。

※受診券は4月下旬頃事務所へ送付予定です。

● 健診結果提出にご協力ください。 ●

人間ドックや定期健康診断等を受診し、下記の項目全てを満たす方は健診結果をご提出ください。

健診結果をご提出頂いた場合、**特定健診を受けたものとみなされる**ため、再度特定健診を受診する必要はありません。

チェック	項目
<input type="checkbox"/>	当組合の契約健診施設以外で受診した
<input type="checkbox"/>	受診した健診がP.14(前頁)の健診項目を 全て 満たしている

※詳細は、受診券同封の「平成26年度 健康診断のご案内」をご参照ください。

※受診券やご案内(4月下旬送付予定)がお手元に届かない場合は、組合(048-631-2211)までご連絡ください。

① 受診する健診施設を選択

受診できる健診施設は、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・新潟県・長野県・東京都・千葉県・神奈川県内の、「特定健診に関する契約(集合契約)」をしている施設となります。

一覧は当組合ホームページに掲載していますので、そちらをご参照ください。

ホームページをご覧になれない方は、リストをお送りいたしますので、組合までご連絡ください。

② 予約する

予約する際に、念のため当組合の「特定健康診査受診券」が利用できるか確認してください。

万が一、利用できないと言われてしまった場合は、組合へご連絡ください。

③ 受診する

受診日当日は、次のものを持参してください。

- ① 特定健康診査受診券
- ② 問診票
- ③ 被保険者証
- ④ その他健診施設指定のもの

※「②問診票」につきましては、受診する健診施設所定の様式がある場合は、そちらを使用してください。

④ 健診結果を受け取る

受診した健診施設から、健診結果票が送付されます。

健診結果票は、組合へも併せて送付されます。

健診の結果により、メタボリックシンドロームのリスク有りと判断された場合は、後日組合から「特定保健指導利用券」が該当者あてに送付されます。